附則

附則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成28年1月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

- (1) 適 用
 - イ 8 (需要場所) (1)に定める1構内または8 (需要場所) (2)に定める1 建物 (以下「原需要場所」といいます。)において、口に定める特例設備を新たに使用する際に、口に定める特例設備が施設された区域または部分 (以下「特例区域等」といいます。)のお客さまからこの特別措置の適用 の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8 (需要場所)の 規定にかかわらず、当分の間、1 原需要場所につき、口(イ)または(ロ)それ ぞれ1特例区域等に限り、1 需要場所といたします。
 - (4) 特例区域等に口に定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、口(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分(以下「非特例区域等」といいます。)において口(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。
 - (ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。
 - a 非特例区域等について, 8 (需要場所)の規定に準じて需要場所を 定めること。
 - b 当社が特例区域等における業務を実施するため、39(需要場所への 立入りによる業務の実施)に準じて、非特例区域等のお客さまの土地 または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、 立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
 - (ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
 - (二) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
 - (ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、39 (需要場所への

立入りによる業務の実施)に準じて、特例区域等のお客さまの土地また は建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち 入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(4) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(1) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備 およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合(新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、63(一般供給設備の工事費負担金)または64(特別供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、WⅢ(工事費の負担)の適用については、 64(特別供給設備の工事 費負担金)の場合に準ずるものといたします。

(3) 供給電気方式および供給電圧

認定発電設備等が施設された特例区域等の需要が、15(定額電灯)(1)に該当する場合で、お客さまに特別の事情があるときには、供給電気方式および供給電圧は、15(定額電灯)(2)にかかわらず、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

3 計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは、29(使

用電力量等の計量)(3)口にかかわらず、当分の間、整数位までといたします。

4 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は,29 (使用電力量等の計量)(4)の規定にかかわらず,当分の間,やむをえない場合には,供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合,使用電力量または最大需要電力は,計量された使用電力量または最大需要電力を,供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

5 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

6 ちゅらクック割引 (電化厨房住宅契約) についての特別措置

(1) 適 用 節 囲

従量電灯として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200 ボルトのクッキングヒーター(以下「クッキングヒーター」といいます。) を据え付けて使用する需要で、お客さまがこの特別措置の適用を希望される 場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 料 金

各月の料金は、従量電灯によって料金として算定された金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものといたします。ただし、従量電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が16(従量電灯)(4)に定める最低料金を下回る場合は、16(従量電灯)(4)に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計といたします。

イ ちゅらクック割引額(電化厨房住宅割引額)

ちゅらクック割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がハに定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、ハに定めるちゅらクック割引上限額といたします。

ちゅらクック割引額 = ロの割引対象額 × 3パーセント

口割引対象額

割引対象額は、その1月の使用電力量に16(従量電灯)(4)によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

ハ ちゅらクック割引上限額

1契約につき	540円00銭
--------	---------

(3) そ の 他

- イ ちゅらクック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキング ヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。
- ロ 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。
- ハ お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- ニ お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を 申し受けます。

なお,この場合の違約金は,44(違約金)に準じて算定するものといた します。

ホ 当社は、31 (日割計算) に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたし

ます。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、(6)(ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式)によるものといたします。

- へ 30 (料金の算定) (1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。
- ト その他の事項については、従量電灯にかかわる規定を準用するものといたします。

(4) 延滞利息の適用開始時期

(2) (料金) および(3) (その他) については、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成28年3月31日以前に支払義務が発生する料金については、(5) (延滞利息の適用開始までの取扱い)を適用いたします。ただし、平成28年3月の検針日の翌日から平成28年4月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。

(5) 延滞利息の適用開始までの取扱い

イ料金

各月の料金は、従量電灯によって算定された早収料金の場合の金額から (イ)によって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものを早収料金 として算定いたします。ただし、従量電灯によって算定された早収料金の場合の金額から(イ)によって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が、附則10(延滞利息の適用開始までの取扱い)(4)ニに定める最低料金を下回るときには附則10(延滞利息の適用開始までの取扱い)(4)ニに定める最低料金を早収料金といたします。

(イ) ちゅらクック割引額(電化厨房住宅割引額)

ちゅらクック割引額は、1月につき次によって算定された金額といた します。ただし、次によって算定された金額が(ハ)に定めるちゅらクッ ク割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、(ハ)に定めるちゅ らクック割引上限額といたします。

ちゅらクック割引額 = (p)の割引対象額 × 3パーセント

(口) 割引対象額

割引対象額は、その1月の使用電力量に附則10(延滞利息の適用開始までの取扱い)(4)ニによって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

(ハ) ちゅらクック割引上限額

口その他

- (イ) ちゅらクック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (p) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。
- (ハ) お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは 取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (二) お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約 金を申し受けます。

なお,この場合の違約金は、附則10(延滞利息の適用開始までの取扱い)(21)に準じて算定するものといたします。

- (本) 当社は、附則10 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (14) に準じて 日割計算を行ない、早収料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック 割引上限額の日割計算は、(6) (ちゅらクック割引上限額の日割計算の 基本算式) によるものといたします。
- (^) 30(料金の算定)(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。
- (ト) その他の事項については、従量電灯にかかわる規定を準用するもの

といたします。

(6) ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式

イ ちゅらクック割引上限額を日割りする場合

ちゅらクック割引上限額 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

ロ 30(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、イの

- 日割計算対象日数 - 検針期間の日数 は、- 日割計算対象日数 - 暦 日 数

といたします。

7 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅(1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。)の各戸または各居室(以下「各戸」といいます。)が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

- イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されて いないとき。
- ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。
- (2) 料金は、16(従量電灯)(4)にかかわらず、各戸ごとに従量電灯を適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値(キロワット時)により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

8 供給停止についての特別措置

次の地域については、41 (供給の停止) (2) イおよび口にかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、電気

の供給を停止することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

宮古島市

石 垣 市

本部町字瀬底 (水納島)

久 米 島 町

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊是名村

渡嘉敷村

座間味村

渡名喜村

粟 国 村

南大東村

北大東村

多良間村

竹 富 町

与 那 国 町

9 延滞利息の適用開始時期

(1) 12 (承諾の限界), 15 (定額電灯), 16 (従量電灯), 17 (臨時電灯), 18 (公衆街路灯), 19 (業務用電力), 20 (低圧電力), 21 (高圧電力), 22 (臨時電力), 23 (農事用電力), 24 (自家発補給電力), 25 (予備電力), 31 (日割計算), 32 (料金の支払義務および支払期日), 33 (料金その他の支払方法), 34 (延滞利息), 35 (保証金), 37 (契約超過金), 41 (供給の停止), 43 (供給停止期間中の料金), 44 (違約金), 46 (制限または中止の料金割引), 附則7 (従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い), 附則8 (供給停止についての特別措置) および別表11 (日割

計算の基本算式)は、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成28年3月31日以前に支払義務が発生する料金については、附則10(延滞利息の適用開始までの取扱い)を適用いたします。ただし、(2)および(3)の場合を除き、平成28年3月の検針日の翌日から平成28年4月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。

- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 定額制供給の場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

10 延滞利息の適用開始までの取扱い

(1) 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に 消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期限を経過してなお支 払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、需給 契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、 その理由をお知らせいたします。

(2) 料 金

イ 料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に 規定する早収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)に よって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1 (再生可能エネル ギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促 進賦課金を加えたものといたします。

- ロ 遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。
- ハ 早収期間は、(15)イの支払義務発生日の翌日から起算して20日目までの期間((25)の地域については、30日目までの期間をいいます。)をいいます。ただし、検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して20日目までの期間((25)の地域については、30日目までの期間をいいます。)をいいます。

なお、早収期間の最終日(以下「早収期限日」といいます。)が日曜日または休日に該当する場合は、早収期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(3) 定額電灯

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負 荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が400ボ ルトアンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二早収料金

早収料金は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(4) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	64円80銭
--------	--------

(中) 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	100円82銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	155円20銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	263円95銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	395円93銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	659円88銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	659円88銭

- b ネオン管灯,けい光灯,水銀灯等は,管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算 容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量に つき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたし ます。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	255円65銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機 器につき	445円47銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアン ペアまでごとに	445円47銭

(4) 従 量 電 灯

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに 適用いたします。

- (4) 電灯または小型機器の総容量(入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。ただし,差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は,別表3〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。)に別表9(契約電力等の算定方法)(1)口を適用して算定される値が50キロワット未満であること。
- (p) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、(イ)により 算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
- (ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、

標準周波数60~ルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧 については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二早収料金

早収料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	394円65銭
	10キロワット時をこえ120キロワット時	22円49銭
電力量	までの1キロワット時につき	22门49或
	120キロワット時をこえ300キロワット時	27円93銭
料金	までの1キロワット時につき	21 门 90 线
村 <u> </u>	300キロワット時をこえる1キロワット	29円87銭
	時につき	29门01战

(5) 臨 時 電 灯

イ臨時電灯A

(4) 適 用 節 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(ロ) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 早収料金

早収料金は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)によって、1日につき次のとおりといたします。ただし、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8円93銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアま での場合	17円86銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアま での場合100ボルトアンペアまでごとに	17円86銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペ アまでの場合	178円20銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	178円20銭

(二) その他

a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

- b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯 に準ずるものといたします。

口臨時電灯B

(4) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- a 使用する電灯または小型機器について(4)イ(4)を適用した場合の 値が50キロワット未満であること。
- b 臨時電灯Aを適用できないこと。

(口) 早 収 料 金

早収料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	514円08銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	32円71銭

(ハ) その他

- a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 に準ずるものといたします。

(6) 公衆街路灯

イ 公衆街路灯A

(化) 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

(口) 早 収 料 金

早収料金は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき 54円00銭

b電灯料金

(a) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといた します。

10ワットまでの1灯につき	89円60銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	137円93銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	234円58銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	351円86銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	586円44銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	586円44銭

- (b) ネオン管灯, けい光灯, 水銀灯等は, 管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお, 出力で表示されている場合等は, 別表 4 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。) を算定し, その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (c) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換 算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量 につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	219円90銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機 器につき	386円61銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアン ペアまでごとに	386円61銭

(ハ) そ の 他

- a 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- b その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯 に準ずるものといたします。

口 公衆街路灯B

(化) 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 使用する電灯または小型機器について(4)イ(4)を適用した場合の 値が50キロワット未満であること。
- b 公衆街路灯Aを適用できないこと。

(口) 早 収 料 金

早収料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の10キロワット時まで	394円65銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	22円49銭

(ハ) その 他

a 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

b その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 に準ずるものといたします。

(7) 業務用電力

イ 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要(たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。)で、契約電力が2,000キロワット未満(自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。)であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

- (4) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において 契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望 されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用 することがあります。
- (p) 使用する電灯または小型機器について(4)イ(4)を適用した場合の値と使用する動力について(8)ニを適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。
- ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

二契約電力

契約電力は、次によって定めます。

- (イ) 契約電力が500キロワット未満の場合
 - a 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前 11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - (a) 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - (b) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
 - (c) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によ

- って定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- b 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
- c 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。
- (ロ) 契約電力が500キロワット以上の場合
 - a 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の 負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認めら れるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増 する場合に限り、段階的に定めることがあります。
 - b 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
 - c 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。
- (ハ) 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けている お客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力 を(ロ)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、 (イ)によって定めます。

木 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、 基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引 または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(化) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき 1,711円80銭

(中) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円79銭	15円34銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間に おける平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率 は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力 率は、別表6(平均力率の算定)によって算定された値といたします。

なお,まったく電気を使用しないその1月の力率は,85パーセント とみなします。 b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントに つき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、 その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいた します。

(8) 低 圧 電 力

イ 適 用 範 囲

低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、次のいずれにも該当 するものに適用いたします。

- (4) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (p) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、使用する電灯または小型機器について(4)イ(4)を適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)における使用する電灯または小型機器について(4)イ(イ)を適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60~ルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二契約電力

- (イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表 4 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。) についてそれぞれ次の a の係数を乗じてえた値の合計に b の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 9 (契約電力等の算定方法) (2) に準じて算定し、b の係数を乗じないものといたします。
 - a 契約負荷設備のうち

最大の入力	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
のものから	上記以外のものの入力につき	90パーセント

b aによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(n) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表9(契約電力等の算定方法)(2)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

木 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、

基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,306円80銭
---------------	-----------

(中) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円67銭	14円31銭

(ハ) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 7 (加重平均力率の算定) により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 (ニ(ロ) により契約電力を定める場合を含みます。) は、基本料金を 5 パーセン

ト割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表8(進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントと みなします。

(二) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたしま す。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

へその他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(9) 高 圧 電 力

イ高圧電力A

(イ) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満(自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。)であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

- a 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。
- b 使用する付帯電灯について(4)イ(イ)を適用した場合の値と使用する動力について(8)ニを適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(p) 供給電気方式,供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は,交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし,周波数は,標準周波数60ヘルツといたします。

(ハ) 契約負荷設備および契約受電設備 契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきま す。

(二) 契約電力

- a 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前 11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - (a) 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - (b) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
 - (c) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定

めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、そ の1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力 のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた 値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期 間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との 協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、 その上回る最大需要電力の値といたします。

自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによ って電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電 力Bの供給時間中における 30 分最大需要電力計の値から自家発補給 電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家 発補給電力Bの供給時間以外の時間における 30 分最大需要電力計の 値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

c 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(ホ) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、 基本料金は, cによって力率割引または割増しをする場合は, 力率割引 または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃 料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25.100円を下回る 場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額 を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定され た平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まった く電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除 きます。) の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき

1,587円60銭

b電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、 夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力 量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、 その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の 日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	14円90銭	13円61銭

c 力率割引および割増し

(a) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表6(平均力率の算定)によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(b) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(へ) その他

- a 最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は, 高圧電力 B を適用いたします。
- b 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。) を使用することはできません。

口高圧電力B

(4) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満(自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。)であるものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(中) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(ハ) 契約電力

a 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の 負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定 めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

- b 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
- c 高圧電力Aとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力を a によってすみやかに 定めることとし、それまでの間の契約電力は、イ(=)によって定めます。
- d 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(二) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まった く電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除 きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき 1,981円8

b電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、 夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力 量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、 その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の 日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	13円93銭	12円72銭

c 力率割引および割増し

(a) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間に おける平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力 率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平 均力率は、別表6 (平均力率の算定) によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(b) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(ホ) そ の 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。) を使用することはできません。

(10) 臨 時 電 力

イ 適 用 範 囲

契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (イ) 動力(高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。)を 使用するもの。
- (p) 高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または 電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するもの。

口契約電力

契約電力は、業務用電力、低圧電力または高圧電力の場合に準じて定めます。この場合、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表 9 (契約電力等の算定方法) (1)に準じて算定してえた値といたします。ただし、業務用電力に準ずる場合は、別表 9 (契約電力等の算定方法) (1)口によって算定してえた値といたします。

ハ早収料金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

早収料金は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の早収料金は、契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額を適用いたします。また、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき

195円48銭

(ロ) 従量制供給の場合

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

業務用電力,低圧電力または高圧電力の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、業務用電力、低圧電力または高圧電力の該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、 夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力 量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、 計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(a) イ(イ)に該当する場合

i 低圧で電気の供給を受ける場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円41銭	16円93銭

ii 高圧で電気の供給を受ける場合

		夏季料金	その他季料金
	契約電力が500キロ	17円50銭	16円08銭
1キロワッ	ワット未満の場合	11月190政	10 100级
ト時につき	契約電力が500キロ	16円25余	1 ⊑ □□ 0.9 €\$
	ワット以上の場合	16円35銭	15円03銭

(b) イ(p)に該当する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円76銭	18円15銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、業務用電力、低 圧電力または高圧電力に準じて適用いたします。ただし、高圧で電気の 供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、 次により定めます。

a 負荷が最大と認められる時間の力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセント

とみなします。

b お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての 協議を当社に求めることができます。

ニその他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (p) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、 低圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。

(11) 農事用電力

イ 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために、午後9時から翌日の午後1時までの時間に動力(高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。)を使用する需要に適用いたします。

口 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力または高圧電力の場合に準じて定めます。ただし、 高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合 は、別表9(契約電力等の算定方法)(1)によって算定された契約電力の 値といたします。

ハ早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく 電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで 供給を受ける場合	874円80銭
キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	1,042円20銭

(中) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワッ	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで 供給を受ける場合	12円53銭
ト時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける	19円40余
	場合	12円40銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。

ニその他

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (1) 専用の電路を施設し、直接契約負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 当社は、供給設備の状況等により、イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- (二) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
- (ホ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。

(12) 自家発補給電力

イ 自家発補給電力A

(化) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または 電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまの 発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてる ためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(ロ) 契約電力

- a 契約電力は、お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。) を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、 契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の 容量(定格出力といたします。) を下回らないものといたします。
- b aによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社と の協議によって定めます。
 - (a) 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)からお客さまの予備発電設備の容量(定格出力といたします。)を差し引いた値なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

(b) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置 が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)から瞬時に 負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量(同時 に使用する負荷設備の容量の合計といたします。)を差し引いた値

(ハ) 早収料金

早収料金は,基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし, 基本料金は,cによって力率割引または割増しをする場合は,力率割引 または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

b電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、 夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力 量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、 その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の 日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円27銭	16円79銭

(b) (a) 以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円37銭	20円52銭

c 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

(ニ) 自家発補給電力Aの使用

- a お客さまが自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
- b 業務用電力と自家発補給電力Aを同一計量する場合で、業務用電力の契約電力が(7)=(p)によって決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が業務用電力の契約電力をこえないときは、aにかかわらず、自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。
- (ホ) 業務用電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Aを使用された ときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

- a 業務用電力の契約電力を(7)ニ(4)によって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Aの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
- b 業務用電力の契約電力を(7)ニ(n)によって定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が業務用電力の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Aの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでない場合は、業務用電力と自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(^) 業務用電力と同一計量される場合の使用電力量

a 使用電力量は、自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

- (a) 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における業務用電力の平均電力
- (b) 自家発補給電力Aの使用の前3月間における業務用電力の平均電力
- (c) 自家発補給電力Aの使用の前3日間における業務用電力の平均電力
- b 自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Aの使用電力量といたします。
- c 使用電力量の区分

自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として自家発補給電力Aの最大需要電力に自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

(ト) そ の 他

a 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当 社に通知していただきます。

b 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および

発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。

ロ 自家発補給電力B

(化) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する 需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足 電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(中) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(ハ) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、高圧電力の該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の 10 パーセントを割増ししたものの 20 パーセントといたします。また、その1月

に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間 が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間 間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

b電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、 夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力 量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、 その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の 日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
	契約電力が500キロ	16円20銭	14円90銭
1キロワッ	ワット未満の場合	10 120践	14 190或
ト時につき	契約電力が500キロ	1 円 1 口 4 口 4 口	19⊞04 <i>8</i> \$
	ワット以上の場合	15円15銭	13円94銭

(b) (a) 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
	契約電力が500キロ	19円76銭	18円15銭
1キロワッ	ワット未満の場合	19 110政	10 113 近久
ト時につき	契約電力が500キロ	18円45銭	16円96銭
	ワット以上の場合	10门40政	10门90政

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力に準ずるものといたします。

(ニ) 自家発補給電力Bの使用

a お客さまが自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただ

- し、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
- b 高圧電力と自家発補給電力Bを同一計量する場合で、高圧電力の契約電力が(9)ロ(ハ)によって決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が高圧電力の契約電力をこえないときは、aにかかわらず、自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。
- (ホ) 高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力

高圧電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Bを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

- a 高圧電力の契約電力を(9)イ(=)によって定めるお客さまの場合で、 自家発補給電力Bの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明 らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみ なします。
- b 高圧電力の契約電力を(9)口(ハ)によって定めるお客さまの場合で、 その1月の30分最大需要電力計の値が高圧電力の契約電力と自家発 補給電力Bの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補 給電力Bの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値 をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでない場合は、高圧電力と自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

- (^) 高圧電力と同一計量される場合の使用電力量
 - a 使用電力量は、自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定

めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

- (a) 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における高圧電力 の平均電力
- (b) 自家発補給電力Bの使用の前3月間における高圧電力の平均電力
- (c) 自家発補給電力Bの使用の前3日間における高圧電力の平均電力
- b 自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して自家発補給電力 Bの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発 補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力 にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力 Bの使用電力量といたします。
- c 使用電力量の区分

自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として自家発補給電力Bの最大需要電力に自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

(ト) そ の 他

a 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

- b 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および 発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力 に準ずるものといたします。

(13) 予 備 電 力

イ 適 用 範 囲

業務用電力または高圧電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または

事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の 供給を受ける次の場合に適用いたします。

(化) 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

(口) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

口 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

ハ早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金(電気を使用する場合のものといたします。)の10パーセントに相当するものを適用いたします。

(中) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供 給分の該当料金を適用いたします。

なお,電力量料金は,常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニその他

- (イ) お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。
- (p) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力 または高圧電力に準ずるものといたします。

(14) 日 割 計 算

- イ 当社は、30(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたは二の場合は、次により 早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。
 - (イ) 基本料金,最低料金,定額制供給の早収料金,最低料金に適用される 再生可能エネルギー発電促進賦課金または定額制供給の再生可能エネ ルギー発電促進賦課金は、(24)イ(イ)により日割計算をいたします。
 - (n) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて (24)イ(n)により算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび 公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、(24)イ(n)により日割計算をいたします。
 - (ハ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能 エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発 電促進賦課金を除きます。) は、日割計算の対象となる期間ごとの使用 電力量に応じて(24)イ(=)により算定いたします。
 - (二)(イ),(p)および(ハ)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- ロ 30 (料金の算定) (1) イの場合により日割計算をするときは、日割計算 対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。 また、30 (料金の算定) (1) ロの場合により日割計算をするときは、変 更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- ハ 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。
 - (4) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その 前後の力率にもとづいて、(24)イ(4)により日割計算をいたします。
 - (p) 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。
- ニ 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認 をいたします。
- (15) 料金の支払義務および支払期限
 - イ お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - (4) 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、27 (検針日)(4) の場合の料金または29 (使用電力量等の計量)(1) イもしくはハにより 精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、29 (使用電力量等の計量)(7) の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

なお,29(使用電力量等の計量)(8)の場合は,そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

- (p) 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といた します。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日お よびその各月の応当日とすることがあります。
- (ハ) (16) への場合は、当該支払期に属する最終月の(イ)または(ロ)による日といたします。
- (二) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ロ お客さまの料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日以内(以下「支払期限」といいます。)に支払っていただきます。ただし、(25)の地域については、支払義務発生日の翌日から起算して60日以内を支払期限といたします。

なお,支払期限の最終日(以下「支払期限日」といいます。)が日曜日 または休日に該当する場合は,支払期限日を翌日といたします。また,翌 日が日曜日または休日に該当するときは,さらにその翌日といたします。

- ハ (16) ハの場合で、翌月以降の料金に加算される金額の支払期限日は、需 給契約が消滅したときを除き、ロにかかわらず、その差額を加算する月の 料金の支払期限日といたします。
- 二 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期限日は、口にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期限日といたします。

なお、この場合のそれぞれの料金の早収期限日は、(2)ハにかかわらず、 それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の早収期 限日といたします。

(16) 料金その他の支払方法

イ 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

- (イ) お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り 替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ 当社に申し出ていただきます。
- (ロ) お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みによ

- り支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (n) お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、その クレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が 指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が 指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ お客さまが料金をイ(イ), (ロ)または(ハ)により支払われる場合は、次のときに 当社に対する支払いがなされたものといたします。
 - (4) イ(4)により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - (p) イ(p)により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
 - (n) イ(n)により支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当 社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ お客さまが料金を早収期間経過後に支払われる場合は、当社は、遅収料金と早収料金との差額については、原則として翌月の料金に加算して申し受けます。
- ニ 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- ホ 27 (検針日) (4) の場合, 需給開始の日から直後の検針日の前日までを 算定期間とする料金は, 需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日 までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- へ 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめ お客さまの承諾をえたときには、イにかかわらず、当社の指定する支払期 ごとに支払っていただくことがあります。
- ト 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ 前受金をお預かりすることがあります。

なお, 当社は, 前受金について利息を付しません。

チ 臨時電灯および臨時電力については、当社は、従量制供給の場合は予納 金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合 には、これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。 この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

(17) 保 証 金

- イ 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - (イ) 支払期限を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - (p) 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - a 他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料金を支払 期限を経過してなお支払われなかった場合
 - b 支払期限を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- ロ 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- ハ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、二により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- 二 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期限を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためてイによって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- ホ 当社は、次により、保証金に利息を付します。
 - (イ) 利息は, 年0.2パーセントの単利とし, 円未満の端数は切り捨てます。

- (n) 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の 前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした 予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、 その期間は利息を付す期間から除きます。
- へ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合 には、保証金に利息を付してお返しいたします。

(18) 契約超過金

- イ 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過金が対応する料金の早収期間内に支払われるときには早収料金の場合の金額、早収期間経過後に支払われるときには遅収料金の場合の金額により計算いたします。また、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- ロ 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限 内に支払っていただきます。

(19) 供給の停止

- イ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまに ついて電気の供給を停止することがあります。
 - (イ) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を 要する場合
 - (p) お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し,または亡失して,当社に重大な損害を与えた場合
 - (ハ) 60 (引込線の接続) に反して、当社の電線路または引込線とお客さま の電気設備との接続を行なった場合
- ロ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまに ついて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- (4) お客さまが料金を支払期限を経過してなお支払われない場合
- (p) お客さまが他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料金を支払期限を経過してなお支払われない場合
- (ハ) この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務 (保証金,契約超過金,違約金,工事費負担金その他この供給約款から 生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- ハ お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - (4) お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - (1) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - (ハ) 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
 - (二) 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に 電気を使用されたとき。
 - (ホ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - (^) 高圧電力の場合または臨時電力、農事用電力、自家発補給電力Bもしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)によって電気を使用されたとき。
 - (ト) 農事用電力の場合で、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたと き。
 - (f) 39 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社の係員の 立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - (リ) 40 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置 を講じられない場合
- ニ お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さ まについて電気の供給を停止することがあります。
- (20) 供給停止期間中の料金

(19)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金(早収料金の場合の料金といたします。)を(14)により日割計算をして、早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

(21) 違 約 金

- イ お客さまが(19)ハ(ロ)から(ト)までに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- ロ イの免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算 定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額と いたします。

なお、この場合の金額とは、遅収料金の場合の金額といたします。

- ハ 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した 期間といたします。
- (22) 制限または中止の料金割引
 - イ 当社は、45 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。
 - (イ) 定額電灯, 従量電灯, 契約電力が500キロワット未満の業務用電力, 低圧電力および高圧電力Aの場合
 - a割引の対象

定額電灯については需要家料金,電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金,その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし,従量電灯の場合は最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。)といたします。た

だし、30(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたは二の場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

b 割 引 率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

c 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (1) 契約電力が500キロワット以上の業務用電力および高圧電力Bの場合
 - a割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、30(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたは二の場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

b 割 引 率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

c 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、 1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお,制限時間については,次により修正したうえで合計いたしま す。

(a) 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H' =修 正 時 間 (10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)

H = 制 限 時 間

D = 契 約 電 力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

(b) 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' =修 正 時 間

H = 制 限 時 間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量(お客さまの平常 操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推 定使用電力量といたします。)

B = 制限時間中の使用電力量

- (c) 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については,(a) による修正時間または(b)による修正時間のいずれか大きいものによります。
- ロ イによる延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- ハ 臨時電灯,公衆街路灯,臨時電力,農事用電力,自家発補給電力および 予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても イおよびロに準じて割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発 電促進賦課金を算定いたします。ただし、農事用電力の割引対象時間は、 その契約使用時間といたします。
- (2) 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い
 - イ 従量電灯のお客さまで、共同住宅の各戸が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、ロおよびハにより算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

- (4) 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。
- (p) 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。
- ロ 早収料金は、(4) ニにかかわらず、各戸ごとに従量電灯を適用したもの とみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値(キロワット時) により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) イにかかわらず、ロに準じて算定いたします。
- (24) 日割計算の基本算式
 - イ 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
 - (イ) 基本料金,最低料金,定額制供給の早収料金,最低料金に適用される 再生可能エネルギー発電促進賦課金または定額制供給の再生可能エネ ルギー発電促進賦課金を日割りする場合
 - 1月の該当料金 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

ただし、30(料金の算定)(1)ハまたは二に該当する場合は、

日割計算対象日数
検針期間の日数は、日割計算対象日数
暦日割計算対象日数
暦日数

といたします。

- (p) 従量電灯, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を日割りする場合
 - a 従量電灯

最低料金適用電力量 = 10キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、(イ)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適

用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量 = 110キロワット時 \times 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお,第1段階料金適用電力量とは,10 キロワット時をこえ120 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお,第2段階料金適用電力量とは,120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

b 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

最低料金適用電力量 = 10キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、(イ)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

- c aまたはbによって算定された最低料金適用電力量,第1段階料金 適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は,1キロワット時 とし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- d 30 (料金の算定) (1) ハまたは二に該当する場合は, a および b の

日割計算対象日数
検針期間の日数は、日割計算対象日数
暦 日 数

といたします。

- (ハ) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
 - a 30 (料金の算定) (1)イ,ハまたは二の場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - b 30 (料金の算定) (1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期

間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、業務用電力、低圧電力、高圧電力および臨時電力(従量制供給のものに限ります。)のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数(停止期間中の日数を除きます。)に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (二) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) を算定する場合
 - a 30(料金の算定)(1)イ,ハまたは二の場合料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - b 30 (料金の算定) (1) ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を,料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし,計量値を確認する場合は,その値によります。
- ロ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)および(ロ) にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。
 - (イ) 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から, 需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- ハ 28 (料金の算定期間) (2) の場合は、イ(4) にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(4) にいう検針期間の日数は、ロに準ずるものといたします。この場合、ロにいう検針日は、計量日といたします。
- ニ 定額制供給の場合または29 (使用電力量等の計量) (8)の場合は、電気

の供給を開始し、または需給契約が消滅したときのイ(イ)および(ロ)にいう 検針期間の日数は、ロに準ずるものといたします。この場合、ロにいう検 針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針 日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日直後のそのお客 さまの属する検針区域の検針日といたします。

- ホ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)および(ロ) にいう暦日数は、次のとおりといたします。
 - (4) 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日 (開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。) の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日 が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月 の日数といたします。

- へ 供給停止期間中の早収料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算を行なう場合は、イ(イ)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。
- (25) 早収期間30日以内の地域

うるま市勝連津堅南城市知念字久高

宮古島市

石 垣 市

本部町字瀬底(水納島)

久 米 島 町

伊 江 村

伊平屋村

伊是名村

渡嘉敷村

座間味村

渡名喜村

粟 国 村

南大東村

北大東村

多良間村

竹 富 町

与 那 国 町

11 延滞利息についての特別措置

延滞利息は、34(延滞利息)(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。

12 この供給約款の実施等にともなう切替措置

料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

- (1) この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、この供給約款の実施にともなう日割計算を行ないません。
- (2) 平成28年8月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては,30 (料金の算定) および31 (日割計算) に準じて日割計算を行ない,料金を 算定いたします。